

公益財団法人鉄の歴史村地域振興事業団賛助会員規程

平成24年 4月 1日
鉄地規程第 16 号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鉄の歴史村地域振興事業団（以下「事業団」という。）の定款第39条に基づき、事業団の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は、事業団の目的に賛同する個人及び団体であって、代表理事の承認を得てこの規程の定めるところにより会費を納入する。

2 会員は、個人賛助会員と団体賛助会員に区分する。

(入会)

第3条 会員になろうとする者は、別紙様式による入会申込書を事業団に提出し、代表理事の承認を得なければならない。

2 会員には、入会時に有効期限を記載した会員カードを交付する。

(退会)

第4条 会員は、いつでも退会通知を事業団に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会費)

第5条 会費は次のとおりとする。

(1) 個人賛助会員 — 1口 5,000円（年額）

団体賛助会員 — 1口 30,000円（年額）

2 会員は、会費を毎年6月末までに納入するものとする。

(特典)

第6条 会員は、会員カードの有効期限内において、事業団が行う次の特典を受けることができる。

(1) 本会の刊行物の配布

(2) 事業団が主催する事業における参加費の会員割引

(3) 事業団が管理する施設の利用に関する利用料金の会員割引

(4) 事業団が販売する和鋼に関する商品の会員割引

(5) その他本会が会員に対して行う各種優遇、割引

(会費の用途)

第7条 毎事業年度における合計額の50%を公益目的事業に、50%を管理部門に使用する。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行うものとする。

(雑則)

第9条 この規程に関して必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。